**ピュア出店希望者募集要領**

１．募集の目的

町では、静内ショッピングプラザピュアの１階及び２階の空きスペース等（以下「施設」という。）

を利用し、多くの町民が集い、中心市街地の活性化を図ることを目的に、出店希望者を募集する。

２．貸付物件に関する事項

　　土地・建物の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 名称
 | 静内ショッピングプラザピュア |
| 1. 所在地
 | 日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目３１番地１ |
| 1. 都市計画区域
 | 都市計画区域内 |
| 1. 用途地域
 | 近隣商業地域 |
| 1. 敷地面積
 | ６，６９１．３２㎡（借地、地上権：存続期間60年） |
| 1. 敷地接続道路幅員
 | 町道御幸通り線＝６．０ｍ、町道御幸1条通り線＝５．５ｍ |
| 1. 貸付床面積
 | ４，７１６．７２㎡（１Ｆ＝3,905.52㎡、２Ｆ＝811.20㎡）〔別添「施設平面図」を参照〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 1. 貸付可能面積
 | ２，５３３．８８㎡（１Ｆ＝2,006.88㎡、２Ｆ＝527㎡）〔別添「施設平面図」を参照〕　※令和５年７月現在 |
| 1. 貸付料（Ｒ５年）
 | 貸付料 223.85円/㎡　共益費 276.72円/㎡　計**500.57**円/㎡（1654.77円/坪） |
| 1. 築年月日
 | 昭和６１年３月３日新築 |
| 1. 構造
 | ＲＣ造（鉄筋コンクリート　５階建） |
| 1. 新耐震基準への適合
 | 適 |
| 1. 給水
 | 新ひだか町上水道 |
| 1. 排水
 | 新ひだか町下水道 |
| 1. 備考
 | ・特定建築物２階　新ひだか町地域交流センターピュアプラザ３階　ハローワーク静内・駐車場立体駐車場２４６台公共駐車場　５０台（隣接地） |

３．施設の貸付等

（１） 貸付期間は、別途協議のうえ決定する。

（２） 貸付ける面積は、上記土地・建物の概要⑧貸付可能面積の範囲内とする。

４．応募資格等（借受者の資格等）

　　施設を借り受けることができる者（以下「借受者」という）に必要な資格は、下記の要件に該

当するものとする。

（１）応募資格

法人若しくは団体又は個人。なお、法人若しくは団体又は個人が共同して応募することも可

　　能とする。

（２）要件

応募者は、次の要件を全て満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４の規定に該当しないものであること。

②　北海道及び町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないものであること。

　　③　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）でないこと。（使用人、従業員を含む。）

　　④　国税及び地方税を滞納していないものであること。

　　⑤　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしていないものであること。

　　⑥　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていないものであること。

　　⑦　代表者が成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものでないこと。

　　⑧　その他管理上、町が業務内容等を不適当と認めたものでないこと。

５．貸付料等

貸付面積及び内部規定により決定する。

６．施設の利用に関する条件

　　施設の利用にあたっては、次の事項を条件とする。

（１）　基本的な考え方

施設の周囲は住宅地が近接することから、施設の利用にあたっては良好な住環境が維持できる利用形態とする。

（２） 利用方針に関する条件

一定期間安定的に商業（事業）運営を行い、地域福祉の向上、施設及び中心市街地の活性化、産業振興、就労機会の拡充につながる応募であること。

（３）その他の条件

　　① 　施設の利用等について

　　　ア．造作、設備等の改修施工にあたっては、あらかじめ町にその設計関係書類等を提出し、町の承認を得ることとし、使用した電気料、水道料等は借受者が負担する。

　　　イ．事業に必要な許認可の申請、取得は借受者が行い、その費用を負担する。

　　　ウ．貸付部分の火災保険及び損害保険については、借受者が加入し、その保険料を負担する。

　　　エ．消火器類は、法律に定められた基準にそって借受者が設置すること。

　　②　 権利譲渡の禁止

　　　　　施設の権利を譲渡し、又は施設を転貸してはならない。ただし、やむを得ない事由により事前に町の承諾を受けた場合は、この限りでない。

③　事業者の費用負担

　　　　次に掲げる費用は、事業者の負担とする。

　　　ア．利用目的に応じた施設内の仕上げ、造作及び設備に係る一切の費用。

　　　イ．事業に必要な経費（電気料金、上下水道料、ガス料金、個別に実施する清掃保守等）に係る一切の費用。

　　④　公序良俗に反する使用の禁止

　　　　施設は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第

２号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用することは出来ないものとする。

　　⑤　法令等の遵守

　　　　施設の整備及び運営に当たっては、関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。

７．応募の手続き等

応募に関する手続き等は、次に定めるところによる。

（１） 出店希望申出書の提出等

　　　 出店を希望しようとするものは、①から③により出店希望申出書（様式１－１及び様式１－２）及び事業計画書（様式２）を各１部提出すること。

1. 提出場所　　新ひだか町

総務部まちづくり推進課経済グループ

〒056-8650　日高郡新ひだか町静内御幸町３丁目２番５０号

　　　　　　　　　　電話：0146-49-0293（直通）FAX：0146-43-3900

　　②　提出方法　　持参または郵送による。

　　③　受付時間　　午前９時から午後５時までとする。ただし、土日・祝日、年末年始は除く。

　　　　※現地見学、竣工図（新築時）の閲覧、質問等は、下記問合せ先にご連絡ください。

（２）出店希望申出書の提出後の手続き等

　　提出後は、希望者とのヒアリング等を行いますので、後日、ご連絡いたします。

８．書類の取扱上の留意点

書類は、返却しません。また、書類の作成に係る一切の費用は、希望者の負担とします。

【問合せ先】　　新ひだか町役場　総務部まちづくり推進課商工・労政係

　　　〒０５６－８６５０

　日高郡新ひだか町静内御幸町３丁目２番５０号

　　　　　・電話番号：０１４６－４９－０２９３（直通）

　　　　　・ファックス：０１４６－４３－３９００

　　　　　・ホームページ：http://shinhidaka.hokkai.jp/

　　　　　・電子メール：keizai@town.shinhidaka.lg.jp

 　　　　　　　　担当者：平田・井上